

2024 年 12 月 17 日

生活クラブ運動グループ東京連絡会

東京政策・2025

東京連絡会・構成団体

- 生活クラブ生活協同組合
- 東京・生活者ネットワーク
- 東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合
- 特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
- 社会福祉法人悠遊
- 農作業受託ネットワーク NPO 法人たがやす
- 環境まちづくり NPO 法人エコメッセ
- NPO法人コミュニティスクール・まちデザイン
- 東京CPB(コミュニティパワーバンク)
- NPO法人まちぽっと

目 次

前文

- I コロナ禍の経験を活かした感染症対策を求める
- II 食料主権と食の安全施策を推進する
- III 食の自給圏づくりー持続可能な東京の農業を守り育てる
- IV エネルギーの自給圏づくりー東京のエネルギー転換で、地域分散型社会をつくる
- V 化学物質を減らし、資源循環型社会をつくる
- VI ケアの自給圏づくり①ー子育て子育て応援、安心して産み・育てるためのしくみをつくる
- VII ケアの自給圏づくり②ー誰もが安心して住まいつづけられるまちをつくる
- VIII 非営利・協同セクターとの連携を強化する
- IX 非戦と共生、憲法 9 条の視点から、立憲主義を守り、安全保障関連法の廃止を求める

I. コロナ禍の経験を活かした感染症対策を求める

- ① コロナ禍ではワーカーズ・コレクティブ等の小規模事業体が経営に大きな影響を受けた。今後、同じような事態が起こった際は、事業継続の支援の体制をつくり対応を求める。
- ② 「持続化給付金」など「みなし法人」への給付差別を解消する。
- ③ 病院や介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等 介護事業所で の感染症の広がりを未然に防ぐため、抗原検査キット等 のを確実に配布を再開 する。
- ④ コロナ禍で課題が顕在化した地域・自治体による保健・医療政策、体制等の課題について、都は市区町村への資金、情報、人員等の支援・協力によりその対策の取組みを促し、国に対しては法制度も含めた具体的な検討要請等を行うことを求める。
- ⑤ 仕事を失い生活に困窮した人や一人親世帯への生活支援体制をつくりあげる。

II. 食料主権と食の安全施策を推進する

1. 食の安全・安心と食料自給力の向上をはかる

- ① 食料危機が懸念される中で「新食料・農業・農村基本法」「食料供給困難事態対策法」が成立したが、不測時に食料供給が最も困難になる東京都においては、新基本法に関連する法制化や基本計画の改定、対策法の施行を待たずに、生産者・消費者の実情を把握し具体的な計画の立案を求める。
- ② 都が策定した「食品安全推進計画」に基づき＜生産・流通・消費＞の各段階の安全の確保をさらに強化する。また消費者の立場にたち食品の安全に関する情報を発信する。
- ③ 国内生産基盤強化の視点から、環太平洋連携協定(TPP11)・EU との経済連携協定(EPA)・日米 FTA による輸入増加に引き続き反対する。

2. 食品表示の「わかる化・見える化」を促進する

- ① 2023 年 4 月より任意表示部分が厳格化されたことで、「遺伝子組み換えでない」表示から「分別生産流通管理済み」と変わり、食品表示から「遺伝子組み換え」の文字がほぼ消えたことから、消費者に遺伝子組み換え原材料が使われていないかのような誤解を生むことになっている。遺伝子組み換えされた原材料を使ったすべての食品への表示の義務化を国に促す。おり、表示の基準や表記が複雑になった。食品表示、消費者が「何を購入するか」を選択できる表示を義務化する。
- ② 食品加工に使われるすべての食品添加物について、用途名と物質名表示を義務化し、消費者が「何を購入するか」を判断できるようにする。遺伝子組み換えされた原材料を使ったすべての食品、添加物に表示を義務付け、使用されているか否かを明らかにする。
- ③ 加工食品に使用されている原材料は原産地をすべて表示する。
- ④ ＜惣菜＞＜弁当＞などの中食の原料原産地、レストランなど外食に使われる原材料名とその原産地を明らかにする。

- ⑤ 食品衛生監視指導計画にもとづいて遺伝子組み換え食品の監視指導を継続する。
- ⑥ 機能性表示食品制度を撤廃する。

3. 食べ物の遺伝子操作に反対する

- ① 人間が自在に生命の設計図を変えようとする”ゲノム編集技術は、見えない危険性、生物の多様性、環境への影響が予見される、強く反対する。
- ② ゲノム編集食品は、遺伝子操作されているにもかかわらず、表示義務がない。ゲノム編集技術を使ったすべての食品（一次品・加工品）の表示制度およびそれを担保するためのトレーサビリティ流通の確立を行なう。
- ③ 都は、東京港で遺伝子組み換え作物・種子の抜き取りや GMO 検査を実施している東京検疫所と連携して今後も【輸入実態、流通量と経路の調査】を継続して行なう。
- ④ 都は市民による「GMO フリーゾーン宣言」をすすめる。都は遺伝子組み換えへの不安を抱く都民の心情に応えるためにも「GMO フリーゾーン宣言」をする。
- ⑤ 都はエコ農産物の認証条件から遺伝子操作を行ったものを除外する。また、そのことを広く都民に知らせる。

4. 放射能汚染問題に対応する

- ① 都は東京湾や河川の底・大気・水・野菜・牛乳などの放射能汚染調査を継続して行ない数値を公表する。特に下水汚泥、ホットスポットとされる都道など、都の事業にかかわるものを重点に調査し公表する。
- ② 廃炉作業が行われている福島第一原発から海洋放出される ALPS 処理水、その中に含まれるトリチウムが海の生態系や生き物に与えている影響に関し情報をすべて公開する。

Ⅲ. 食の自給圏づくりー持続可能な東京の農業を守り、育てる

1. 国内自給と持続可能な地域をつくるー都市農業を守り育てる

- ① 農業振興プランを軸に東京農業の振興施策を具体的かつ積極的に推進し、自治体にも呼びかける。
- ② 改正種苗法が都市農業推進の枷(かせ)にならないよう食料主権の立場から提言し、特に農家のタネ取り(自家増殖)の権利を守る対策の強化としくみづくりを行なう。
- ③ 高齢化や世代交代が理由となり農地を手放すことにならないよう、農地相続に不利が生じない施策をつくり、新規就農者が農地を引き継げられるようにする。

2. 都市農業活性化支援事業の強化をはかる

- ① 都市農業の活性化支援事業をさらに拡充する。そのためにも農業関連施設を整備して新たな担い手が定着しやすいよう支援する。
- ② 小規模な生産緑地でも収益を確保できる＜支援のしくみ＞を推進する。
- ③ 東京都 GAP 認証制度¹を受けた農業者の継続を支援する。

¹ 東京都 GAP 認証制度

- ④ 無農薬・低農薬栽培の都市農業をすすめる。
- ⑤ 生物多様性・種の保存・文化伝承のためにも「江戸東京野菜」の栽培を拡大する。

3. 都市農業を担う人の確保と育成をすすめる役割を都に求める

- ① 農地を【売りたい・貸したい人】と、【買いたい・借りたい人】を結び付け農地の流動化を進め、新規に市街化調整区域で就農する人を確保し育てる。
- ② 新規就農者が農業で生計が立てられるよう【住まいの確保】等、具体的な生活支援の仕組みを早急につくりあげる。また就農後は栽培技術指導など総合的な支援体制を充実・強化する。
- ③ 「とうきょう援農ボランティア」の活動を強化する。

4. 都は農地をまちづくり構想の中に明確に位置付け『農あるまちづくり』を進める

- ① 農地の生産機能やその他の多面的な機能に積極的に活かせるよう「生産緑地法」、「都市計画法」等の制度を改正するよう都は国に強く働きかける
- ② 里山の生態系（農地周辺の浸炭林や竹林まで）の保全を目標に掲げて林の定期的な間伐や樹木の更新・竹林の伐採管理等を進める。
- ③ 地産地消・安心安全・食育等の視点から地場の有機野菜等を学校給食に積極的に導入する。
- ④ 都は農地を市民農園や体験型農園、防災協力農地等に活用できるよう自治体と連携しイニシアチブをとって進める。
- ⑤ 農業と福祉が連携したユニバーサル農業を推進する。
- ⑥ 農家と就労支援施設の職員との間で相互理解が深まるような農福連携の仕組みを作る。また、実践したことは『ハンドブック』にまとめて多くの市民が活用できるようにする。

1 ※東京都は、食品安全や環境に配慮した持続可能な農業を推進するために、東京都独自の「東京都GAP認証制度」を運用している。

IV. エネルギーの自給圏づくり

ー東京のエネルギー転換で地域分散型社会をつくる

- 1. 脱原発社会実現に向け 2030 年までに再生可能エネルギー比率 50%を達成し、イニシアチブを発揮する
 - ① 都は、「エネルギー基本計画」の見直しが進む中、「原発」「石炭」に固執する政府の立場とは異にし、脱炭素・脱原発社会に向けて原子力発電所の再稼動をやめ廃炉を進めるとしている。核燃料サイクル政策から完全撤退することを自治体に対しイニシアチブを発揮して進める。
 - ② 農地が多く残る市区町村と連携し営農型太陽光発電やソーラーシェアリングを推進する政策を進め、脱炭素と都市農業の両立を目指す。
- 2. 脱炭素社会を加速するため再生可能エネルギーを推進する
 - ① 2030 年までに都の保有施設の使用電力の再生可能エネルギーの割合を 100%にする。2050 年までに都全体の再生可能エネルギー利用を 100%にする。そのために、再生可能エネルギーへの移行が進むよう、＜再生可能エネルギー導入を促進する自治体・民間団体＞を支援する。

- ② 都は化石燃料事業、石炭事業、原発事業からの投資撤退(ダイベストメント)を進める。
化石燃料及び原発関連企業への投融資を停止・撤退し、再生可能エネルギー開発への転換を促す。
- ③ 地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業を加速させるために、自家消費型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備を設置する民間事業者への支援をさらに大きくする。
- 3. 脱炭素化を軸にエネルギー効率化を第一のエネルギー源とする**
- ① 小規模事業所の省エネルギー対策を都が支援する。
- ② 脱炭素に向けて民間部門・公共部門の省エネ・断熱化を進める。新たに建てられる公共施設はその典型的なものにする。
- ③ 民間部門・公共部門を含めて省エネ・断熱化を進めるために既存住宅における高断熱窓導入促進事業を強化する。

V. 化学物質を減らし、資源循環型社会をつくる

1. ごみ削減と環境負荷の少ないごみ処理をすすめ、プラスチックを使用しない東京をめざす

- ① 使い捨てプラスチックに依存しない新たなビジネスモデルの促進に力をいれ、大規模事業所と連携し推進する。
- ② TOKYO 海ごみゼロアクションを普及させるためにアクションをおこしたい自治体、民間団体に対して支援する。
- ③ 食品メーカーや小売店などの食品ロス対策の実態を調査し、その結果を都民に公表することで、食品選択の判断に生かせるようにする。(消費者の購買を促すことによって、企業支援につながるので、この書き方では?) ~~食品ロスを減らす企業を支援する。~~
とくにコンビニの食品ロスの実態を明らかにするよう東京都に調査を求める。
- ④ 路上や河川・海などに廃棄されるペットボトルを減らす…発生の抑制・使用の削減やデポジット制度の取組みを企業が整備できるよう補助制度を含めた政策を進める。
- ~~⑤ コンビニの食品ロスの実態を明らかにするよう東京都に調査を求める。~~

2. 化学物質対策を強化する

- ① 化学物質の表示のわかりやすいしくみづくりをすすめる。
- ・ 都民が PRTR 制度を理解し、さらにその情報を使いやすいよう支援のしくみをつくる。
 - ・ 石けん成分である脂肪酸塩を、PRTR 制度の「第一種指定化学物質」に指定する案に反対する。
- ② 「東京都化学物質子どもガイドライン」を活用し、乳幼児期の化学物質への曝露を減らす。
- ・ 出産時および乳児期の化学合成洗剤(沐浴剤)の使用を保健所、産婦人科、助産院等で中止する。
 - ・ 両親学級などで、使用抑制をすすめる。

③ 有害化学物質への対策

- ・ 有機フッ素汚染の対策…東京都内の井戸水で基準値を超える水が検出されるなどの実態がある。都が率先して健康被害の影響・汚染の動向の把握をすすめるよう求める。
- ・ 香害(合成化学物質の香りがもたらす害)対策として 都は企業に香害の原因となるものの原材料の開示とその対策するよう要請する。
- ・ 「香害」を「東京都化学物質子どもガイドライン」に位置付け、香料入りの柔軟剤や消臭除菌スプレーなどに含まれる合成化学物質が体調をくずし社会生活が困難になっている実状を広く知らせ、合成化学物質の排除をすすめる

④ 石けんの普及をすすめる。

- ・ 環境負荷の少ない石けんの普及がすすむように、東京都の施設から、合成洗剤ではなく石けんを使うようにする。

⑤ 中小規模の土壤汚染対策について、情報公開をすすめダイオキシン対策をはかる。

⑥ 河川のマイクロプラスチックのモニタリングを拡充する。年一回ではなく日次単位でのモニタリング調査を実施する。

3. 水資源の循環を守り、活用をすすめる

① 地下水や雨水を水資源として明確に位置付け、東京都の地下水保全条例や雨水活用条例などをつくり、地下水や雨水の活用をはかる。

② 不要な土木事業で「水みち」を切らないようにする。

4. 緑を守り、東京の森林を活用する

① 多摩の森の木を活用するためにも、切り出した木を降ろす道の整備のため、東京都・国の縦割り行政や補助金の総合化を行なう。

② 多摩の森の活用をすすめる、多摩地域での木質バイオマス発電事業を拡げる。

③ 東京の林業に関する新たな就労者の育成と、継続性のある林業ボランティアのしくみづくりをすすめる。

④ 身近な緑の保全と拡大をはかる。

Ⅵ. ケアの自給圏づくり①

一子育て子育て応援、安心して産み・育てるためのしくみをつくる

1. 自治体と非営利セクターの連携を強化する

① 所得格差は正のため、税の再配分を見直し、社会保障負担の「逆進性」を改善して確保すると共に、自治体と非営利セクターとの連携を強化する。

2. 虐待予防施策の推進をはかる

① 虐待予防施策のひとつとして、住民参加の訪問型子育て支援の「ホームスタート」を推進する。

② 子育て中の親を支援する居場所づくりや、ピアカウンセリング・相談機能の整備をすすめる民

間団体の活動を自治体が支援する。

- ③ 乳児院や児童養護施設、シェルターなどの拡充・支援をすすめる。

3. 子どもが育つ環境づくりを進める

- ① 待機児童解消に向けた保育所整備をすすめる。
- ② 保育士への家賃補助(保育士宿舍借り上げ支援事業)を充実する。
- ③ ホームスタートの推進のため、「東京パパママ応援事業」との連動を基礎自治体と連携しすすめる。
- ④ 妊娠期から出産後まで継続した支援で産前の不安・産後うつ予防策をすすめる。
- ⑤ 母親がワンオペ育児で孤立しない家族支援や、地域の資源の積極的な活用をすすめる。
- ⑥ ひとり親世帯や養育困難家庭への支援、ヘルパー派遣の事業などを行う事業所や NPO などに対し、補助金や助成金制度を充実する。
- ⑦ 知的障がい・発達障がいを持つ親の妊娠から出産・子育ての総合的・継続的な支援を強める。
- ⑧ いじめ、不登校、ひきこもり等の連鎖を断ち切るための民間の活動助成枠を拡大する。
- ⑨ 貧困対策や居場所づくりのための子ども食堂など多様な取り組みのサポートをすすめる。
- ⑩ 都は、貧困撲滅のための社会投資を拡大する。コロナ禍で顕在化した、貧困への対策を強化する。

4. 障がいのある子どもの地域での育ちを支える

- ① 障がいへの理解を深めるための啓発活動を地域のなかでひろげ、障がいのある子もない子と一緒に生活できるようインクルーシブな視点をもつ地域の受け皿を小学校区の範囲でつくる。
- ② 障がいのある子どもが地域の中で過ごすことができるため、学童保育のスタッフや地域の支援者が作業療法士などの専門家によるコンサルを受けることができるしくみをつくる。
- ③ 障がいのある子どもが生涯にわたって一貫した支援を受けることができるよう、相談機能を充実させ、コーディネーターを設置する。

5. 子どもの「学び」の充実をすすめる

- ① 家庭でも学校でも子どもの声にゆつくりと耳を傾ける環境にする。教職員の長時間労働を改善することを東京都委員会に働きかけ続ける。
- ② 互いの差異を認めて多様な人たちが人権の主体者として権利行使ができるようにする。
- ③ 子ども自身が自分の人権を守り、身近な人の人権も大切にしていける力をつけていくためのカリキュラム(CAP 講座や性教育、エイズ対策、人権侵害などを防ぐ講座)の開催を教育現場に取り入れる。
- ④ 不登校経験者がいつでもどこでも学び直しができる制度を充実させる。
- ⑤ 学校以外のもうひとつの学びの場として、学習の躓きを発見し個別に対応する学習支援の場への助成や補助金を拡充する。

6. 社会的養護下にあった子ども・若者たちを応援する

- ① 社会的養護下にあった子どもたち・若者たちの継続的な自立支援(伴走型支援、就労・キャリア支援)を強化する。
- ② 支援者を応援するしくみをつくる。

③ 精神的サポートの充実をはかる

7. 『子どもの権利条例』をすべての市区町村で定められるよう都はイニシアチブをとる

VII. ケアの自給圏づくり②

一誰もが安心して住まい続けられるまちをつくる

1. 誰もが孤立せず、自分らしく暮らせる地域づくりをすすめる

- ① 自分らしく、生きいきと心豊かに誰もが暮らせることを可能にする、地域包括ケアシステムを確立し高齢者のみならず、あらゆる世代、障がいなどの生活課題への相談・支援を受けられる拠点づくりをすすめる。そのために必要な人員・人材の拡充をはかる。
- ② 介護予防と支え合う地域づくりのため、居場所づくりを推進する活動に取り組むグループ(団体)からのプロポーザルを募集し、モデル的な事例に対して支援を行なう。
- ③ ヘルパーが安全に働きつづけられるよう介護事業所には必需品の衛生用品(検査キット、防具を含む)の購入費用の補助を²改めて要望する。
- ④ 「8050 問題」(親が 80 代、子が 50 代を迎え孤立したまま起こる生活課題)については、地域包括支援センターを軸に、「発見」「介入」「相談」「支援」の多職種・多機関の連携のしくみを強化する。
- ⑤ 認知症の通所サービスを受けても、参加型就労がすすむように条件整備する。
- ⑥ 福祉的機能としての「居場所」に関する評価・価値を高めるよう国と東京都に働きかけ、福祉事業としての居場所に対する支援(空き家活用・家賃補助・人件費補助等)の強化を要望する。

2. 一人暮らしになっても、認知症になっても、住み慣れた自宅で最期まで暮らせることが当たり前の社会をつくる

- ① 高齢者の在宅生活を支える仕組の充実
 - ・ 地域密着型サービスを自治体別に展開することが重要であり、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に重点を置いて進める。
 - ・ 都は介護保険サービスがバランスの良い配置(例えば中学校区に 1 事業所)ができているかの点検を行い、課題がある自治体には改善を強く働きかけ、在宅生活を支えるしくみの充実を図る。
- ② 介護人材の確保
 - ・ 介護人材の確保に向けポジティブキャンペーンなどの広報対策をこれまで以上に展開する。
 - ・ 「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」を継続して行い国全体のしくみになるよう積極的な働きかけを行う。その他、介護事業所の人材募集にあたる費用

² ※ 新たな感染症の蔓延に備え、日常的に予防策を講じる公的補助が必要。

(有料求人媒体、人材紹介)に対する補助のしくみをつくる。

③ 地域の見守り力の向上をはかる

- ・ お年寄りが自宅以外に近隣で気軽に出かけ、地域の人たちとつながる場が必要。食事会やサロン、サークルなどを開設・運営にするにあたっての支援策を設ける。
- ・ 外出が困難なお年寄りに対して、個別にこまめな見守りができるしくみのモデルケースをつくる。地域包括支援センターを情報起点とし、民生・児童委員、近隣の介護事業所、病院、NPO、商店、個人などのネットワークをつくる。

3. 介護者支援の推進をはかる

- ① 介護者の休養保障であるレスパイトケア制度の充実をはかれるよう、都は先駆的な取り組みを行なって国にも提案する。
- ② 仕事と介護の両立がはかれるよう、介護休暇制度の推進を行なう。
- ③ ヤングケアラーの問題の実態を調査し顕在化させ、ケアを担う子どもや若者の実態を把握するとともに支援のしくみをつくる。

4. 障がい者の自立支援をすすめる

- ① 「合理的配慮」を推進するため、義務付けや相談窓口の整備をすすめる。
- ② 一般就労や福祉就労と異なる社会的事業所のしくみを検証し、改善する。
- ③ 障がいの枠にあてはまらないグレーゾーンの人や障がい者枠の就労を望まない困難を抱えた人への支援を拡充すること。

5. 移動困難者への支援を充実する

- ① 高齢者や障がい者の移動の円滑化のため、小規模店舗、学校などのバリアフリー化のため、当事者参加のしくみを充実する。
- ② 通勤や通学の移動支援を地域の支援者ができるようにする。
- ③ 移動支援の自治体格差を解消する。

6. 防犯・事故防止推進をすすめる

- ① 都は自治体と連携し歩行者、自転車、自動車それぞれが安心して通行できるよう、既存の道路の整備を進める。

7. 介護保険制度への取組みをすすめる

- ① 「制度あってサービスなし」をつくらせない—東京都に訪問介護事業所の存続を支援する施策を求める。
- ② “次の改定を待つことなく国に訪問介護報酬の引き下げ”見直しを行なうよう強く求める。
- ③ 介護従事者への基本的な報酬アップがなぜできないのか。都が国にどのような働きかけをしてきたのかを明らかにする。
- ④ 引き続き要介護認定者1～5の介護サービスは、市区町村の事業ではなく介護保険給付で行う。
- ⑤ 総合支援事業は、介護保険ではなく、区市町村の財源から支出できる事業とする。
- ⑥ 要支援から要介護認定がされた場合の自治体の総合事業の基盤整備を強化するため、都の

イニシアチブを発揮する。

8. 居住福祉の推進をはかる³

- ① 居住の確保は福祉の原点の一つとして位置づけ、最低限の住まいの確保とより豊かな住まいの実現を求める。
- ② 住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯、低所得者など)の住宅供給を促進する事業を拡大する。
- ③ 居住支援(住宅セーフティーネット)を目的とし、空き家の活用をすすめるため、新耐震基準を満たさない物件の活用を促進させる視点から、登録住宅耐震改修補助をつくる。
- ④ 空き家寄付者へのみなし譲渡所得税を廃止する。
- ⑤ 空家活用と居住支援政策の連携強化、空家の活用に向けた耐震改修のための支援策の強化、都及び市区町村と民間組織(地域の非営利組織・事業者等)との連携強化、空家を活用した地域場の場づくり等への都及び市区町村による支援、協力等、など市区町村の取組みの強化のため、都として支援策を検討し、国に対しては都としてその取組みの強化のための施策の要請等を行う。

9. 貧困・格差をなくす

- ① 若者の貧困・社会的チャンスの格差が拡大する中、若者が社会生活の参画に向け学び直す機会の創出を求める。
- ② 生活困窮者の多重債務問題への取り組みとして、市民事業が進める融資制度や多重債務回避のための教育を強化し各種支援事業を使いやすいものにする。
- ③ ホームレスや多重債務者の住まいの保障を目的とした、空き家活用など支援団体の事業を応援するしくみや自治体による法制度運用をすすめる。
- ④ 「生活困窮者自立支援事業」のほか「重層的支援体制整備事業」「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を拡充する。
- ⑤ 家計に関する支援を行う家計改善支援員への後方支援を強化する。

10. 「東京都地域防災計画」を抜本的に見直す

- ① 地震災害が頻発している日本列島の状況に鑑み、「東京都地域防災計画」を抜本的に見直す。とりわけ「原子力災害編」「水害」については、優先的に見直す。
- ② 防災井戸、防災協力農地、食料供給に関する協定など、震災等における水や食料の確保について東京都がリードして進めるよう働きかける。

VIII. 非営利・協同セクターとの連携を強化する

1. 自治体として、協同組合やNPO等の非営利協同セクターに対する振興策を推進する

- ① 成立した「労働者協同組合法」の内容を自治体が周知できるよう働きかけを強め、自治体と連携し、窓口を整備し、起業支援など、地域の市民事業を応援するしくみをつくる。

³ □ 「国連人間居住会議（ハビタット）」で「居住の権利を基本的人権の1つとする」であることが承認

- ② 「東京都ソーシャルファーム事業」の進捗状況を明らかにするとともに、支援期間の延長を求める。

IX. 非戦と共生、憲法 9 条の視点から、立憲主義を守り、安全保障

関連法の廃止を求める

- ① 都は自治体として、横田基地へのオスプレイ配備を中止、基地強化をやめさせる。
- ② 多様な国と民族と交流により、相互理解をすすめ、平和で公正・共生の社会をめざす。